

関原発第74号
平成30年5月30日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
申請者名 関西電力株式会社
代表者 取締役社長 岩根 茂樹
の氏名

大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(1号炉及び2号炉 使用済燃料の処分の方法の変更)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

一、氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

二、変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 大飯発電所
所 在 地 福井県大飯郡おおい町大島

三、変更の内容

昭和47年7月4日付47原第6733号をもって設置許可を受け、別紙1のとおり設置変更許可を受けた大飯発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を、別紙2のとおり変更する。

八、使用済燃料の処分の方法

四、変更の理由

大飯発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料の一部を3号炉又は4号炉の燃料として使用すること及び使用した後の使用済燃料の処分の方法を明確にするため、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

五、工事計画

本変更については工事を要しない。

別紙1

設置変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	備考
昭和49年1月30日	48原第11570号	1号及び2号原子炉施設の変更 (水素再結合装置の設置) (ディーゼル発電機の増設) (海水淡水化装置の設置)
昭和49年10月24日	49原第8511号	1号及び2号原子炉施設の変更 (アニュラス空気再循環設備の増設)
昭和50年2月6日	49原第11120号	1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和51年6月16日	51安(原規)第3号	1号及び2号原子炉施設の変更 (廃樹脂貯蔵タンクの増設) (炉心上部注水設備の設置) (格納容器可燃性ガス濃度制御設備の設置) (17×17燃料集合体の使用)
昭和53年8月31日	53安(原規)第266号	1号及び2号原子炉施設の変更 (炉心上部注水設備の変更)
昭和55年2月22日	54資庁第12614号	1号及び2号原子炉施設の変更 (アスファルト固化装置、雑固体焼却設備及び洗たく排水処理設備の増設)
昭和55年12月19日	55資庁第14589号	1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和57年5月28日	56資庁第17473号	1号及び2号原子炉施設の変更 (B型燃料の使用に係る変更) (新燃料貯蔵ラックの増設) (使用済燃料輸送容器保管建屋の新設)
昭和58年11月25日	58資庁第2427号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料濃縮度の変更-1、2号炉) (2号炉のガドリニア試験燃料体の使用に係る変更)
昭和59年6月2日	59資庁第2199号	1号及び2号原子炉施設の変更 (C廃棄物庫の増設)

許可年月日	許可番号	備 考
昭和60年5月17日	59資庁第15717号	1号及び2号原子炉施設の変更 (燃料棒最大線出力密度の変更) (B型バーナブルポイズンの使用)
昭和61年8月20日	60資庁第13023号	1号原子炉施設の変更 (燃料4体の高燃焼度照射)
昭和62年2月10日	60資庁第1989号	3、4号炉増設
昭和62年5月13日	61資庁第15340号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用) (出力分布調整用制御棒クラスタの撤去) (保修点検建屋の設置)
平成2年4月4日	元資庁第4731号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (燃料集合体最高燃焼度の変更－1、2、3、4号炉) (取替燃料の濃縮度の変更－1、2、3、4号炉) (初装荷燃料の濃縮度の変更－3、4号炉) (減損ウラン入り燃料に係る濃縮度の変更－2号炉) (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用－3、4号炉) (雑固体焼却設備等の1、2、3、4号炉共用化) (セメントガラス固化装置の設置－1、2、3、4号炉) (使用済燃料の国内の再処理委託先の変更－1、2号炉)
平成4年8月21日	2資庁第13165号	1号及び2号原子炉施設の変更 (炉心上部注入系の撤去、蓄圧注入系蓄圧タンクの加圧ガス圧力の変更－1、2号炉) (安全注入設備作動回路の一部変更－1、2号炉) (廃樹脂処理装置の設置－1、2号炉) (蒸気発生器の取替え－1号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－1号炉)

許可年月日	許可番号	備 考
平成 6 年 3 月 9 日	5資庁第5354号	1号及び2号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え－2号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－2号炉) (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸撤去－1、2号炉)
平成 7 年12月22日	6資庁第12143号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (燃料8体の高燃焼度先行照射－4号炉) (3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備等を1号炉及び2号炉と共用化)
平成 9 年 3 月18日	8資庁第8900号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の撤去－1、2号炉) (蒸気発生器保管庫の1号及び2号炉共用化及び保管対象物の変更) (雑固体廃棄物の処理方法の変更－1、2、3、4号炉)
平成10年 5 月28日	平成09・08・01資第12号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更－3、4号炉) (変更後における3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化)
平成12年 6 月30日	平成11・05・27資第2号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (原子炉補機冷却設備の号機間分離－1、2号炉) (使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部変更－1、2、3、4号炉)
平成15年 9 月25日	平成14・08・21原第5号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (燃料集合体最高燃焼度の変更－1、2、3、4号炉) (イオン交換器廃樹脂の処理方法の変更－1、2号炉)

許可年月日	許可番号	備 考
平成17年10月14日	平成17・04・08原第13号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更及び共用化-1、2、3、4号炉)
平成20年5月30日	平成19・06・14原第7号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (ほう素再生系の撤去に伴うほう素濃度調整方式の変更-1、2号炉) (ほう酸回収装置の増設-1、2号炉) (廃液蒸発装置の取替えに伴う廃液蒸発装置の容量の変更-1、2号炉) (洗たく排水処理設備の取替えに伴う処理方式の変更-1、2号炉) (洗たく排水処理設備の設置-3、4号炉) (海水淡水化装置の一部撤去-1、2、3、4号炉)
平成21年8月13日	平成20・08・12原第32号	1号及び2号原子炉施設の変更 (非常用電源設備のうち蓄電池の負荷の変更)
平成28年11月2日	原規規発第16110234号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉使用済燃料の処分の方法の変更
平成29年5月24日	原規規発第1705242号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等)

別紙 2

変 更 の 内 容

八、使用済燃料の処分の方法

1号炉及び2号炉の記述を以下のとおり変更する。

A. 1号炉

使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。

再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。

また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。

海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。

海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。

また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。

なお、使用済燃料を3号炉又は4号炉に引き渡す場合は、発電を目的として使用する。引き渡した使用済燃料は3号炉又は4号炉の「八、使用済燃料の処分の方法」を適用することとする。

ただし、上記以外の取り扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、

平成12年6月30日付けで許可を受けた記載を適用する。

B. 2号炉

1号炉に同じ。